



2011年11月発行 第43号

つちや通信

土屋税理士事務所
アイフィールド有限公司
福山市西深津町5-6-2
TEL: 084 - 923 - 6948
http://www.ai-field.co.jp

今年も早いもので、残りわずかとなりました。忙しい時期に入りますが、ゆとりのあるスケジュールを組んで体調を崩さないようにしましょう。また最近には色々なアイデア商品があり、「寒すぎるのは苦手」という方も快適に過ごせるグッズが沢山あるので活用してみてください。



土屋税理士事務所、アイフィールド(有)のホームページをリニューアルしました！
税務に関するお役立ち情報や、旬な情報を随時更新していく予定です。
ぜひ一度ご覧下さい♪
HPアドレス →→→ <http://www.ai-field.co.jp>

年末調整の時期が近づきました

年末調整に必要な書類

書類の準備は
お早めに！

①源泉徴収簿

②年末調整される方全員の「給与所得者の扶養控除等申告書」



《注》 扶養控除の見直しにより「給与所得者の扶養控除等申告書」の記入欄が、平成23年分から少し変わっています。年齢16歳未満の扶養親族(年少扶養親族)を、申告書の下「住民税に関する事項」の欄へ記入してください。

③年末調整される方全員の「給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書」

添付書類

生命保険料控除証明書 ・ 地震保険料控除証明書
社会保険料控除証明書 ・ 小規模企業共済等掛金控除証明書

※国民健康保険を支払っている人はその金額を申告書に記入
※配偶者特別控除を受ける人は配偶者の所得金額を申告書に記入

④年末調整される方の「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書」(初年度は確定申告になります)

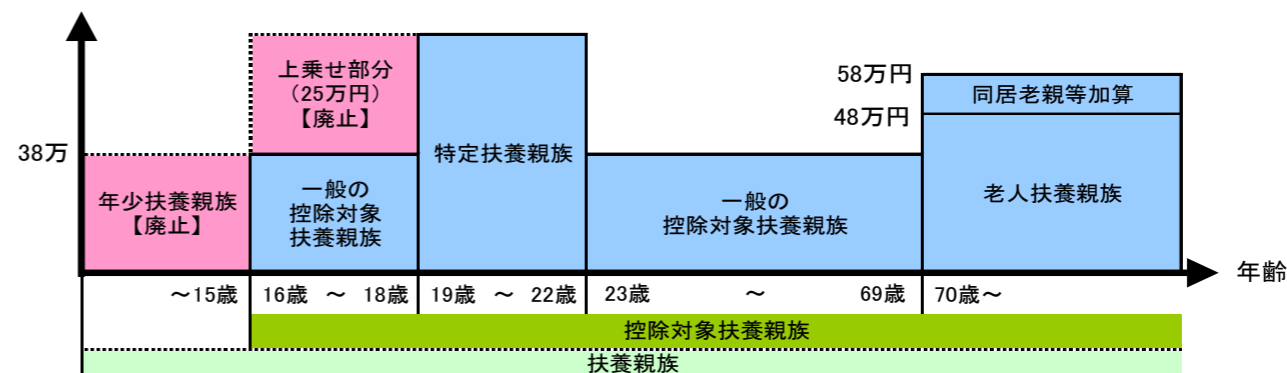
金融機関が発行した「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」の添付が必要

⑤今年入社された方は、前の職場の源泉徴収票

◆ 去年と比べて変わった点

【扶養控除の見直しが行われました。】

- ①年齢16歳未満(平成8年1月2日以降に生まれた方)の扶養親族(年少扶養親族)に対する扶養控除が廃止。
 - ②年齢16歳以上19歳未満の人(平成5年1月2日から平成8年1月1日に生まれた方)の扶養控除の上乗せ部分(25万円)が廃止になり、扶養控除の額は38万円です。
- ※ これに伴い、特定扶養親族の範囲が年齢19歳以上23歳未満(昭和64年1月2日から平成5年1月1日に生まれた方)に変更。



◆ 誤りやすい事項

！ 老人扶養親族とは
控除対象扶養親族のうち、年齢70歳以上の人(昭和17年1月1日以前に生まれた人)をいいます。そのうち、所得者又はその配偶者(所得者等という)の直系尊属(父母や祖父母など)で所得者等のいずれかとの同居を常況としている人を同居老親等といます(一般の扶養控除額に20万円の加算があります)。

同居を常況としているかは年末調整を行う日の現況により判断します。

設例1) 老親等が病気などで入院のため、所得者等と別居している → 同居老親等に該当

設例2) 老親等が所得者等の居住する住宅の敷地内に別棟で居住している → 食事など日常生活を共にしていれば同居老親等に該当

！ 控除対象配偶者とは
所得者と生計を一にする配偶者で合計所得金額が38万円以下の人をいいます。

給与所得だけの場合、本年中の給与の収入金額が103万円以下であれば合計所得金額が38万円以下になります。

※ 合計所得金額が38万円を超えて控除対象配偶者に該当しない場合でも、合計所得金額が76万円未満に限り、配偶者特別控除が受けられます。

！ 生命保険料控除
生命保険料控除証明書には「一般の生命保険料」又は「個人年金保険料」と記載されています。一般用又は個人年金用の区分を確認した上で、控除額を計算してください。また剰余金の分配や割戻金を受けた場合は支払保険料の額から差し引いてください。

！ 地震保険料控除
1つの地震保険料控除証明書において「地震保険料」と「旧長期損害保険料」の両方に支払金額が記載されている場合、両方の金額を控除することは出来ません。どちらか一方の有利な方を選んで控除額を計算します。

！ 社会保険料控除
所得者と生計を一にする親族が負担することになっている社会保険料等を支払った場合、その金額は社会保険料として控除できます。しかし年金から特別徴収された介護保険及び後期高齢者医療制度の保険料は、年金の受給者自身が支払ったものであるため、その年金受給者に社会保険料控除が適用されません。

経営セーフティ共済が新しくなります！

「中小企業倒産防止共済法の一部を改正する法律」が成立し平成22年4月に公布されております。そして平成23年10月1日より全ての改正項目について実施されることとなりました。

経営セーフティ共済(中小企業倒産防止共済制度)とは

取引先事業者が倒産し、売掛金債権等が回収困難になった場合に、貸付が受けられる共済制度です。法律(中小企業倒産防止共済法)に基づく制度であり、国が全額出資している独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営しています。

この制度に加入していても細かい部分までご存じない方は、この機会にもう一度内容を確認してみてください。そしてこの制度をご存じない方は、新規加入を検討されてみてはいかがでしょうか。

掛金総額の10倍の範囲内で **UP!**
最高8,000万円まで貸付
貸付条件は **無担保・無保証人**

共済金の貸付は無利子で、貸付額は「回収困難となった売掛金債権等の額」と「掛金総額(前納掛金は除く)の10倍に相当する額」のいずれか少ない額の範囲内です。

※※ 共済金の貸付を受けた場合、共済金貸付額の10分の1に相当する掛金の権利は消滅します。

掛金月額(上限)引上げ(8万円→20万円) **UP!**
掛金は損金または必要経費に

掛金月額は、5千円～20万円の範囲内(5千円単位)で自由に選べます。加入後も掛金月額は増額・減額できます(ただし減額には一定の要件が必要です)。

掛金の積立限度額の引上げ(320万円→800万円) **UP!**

掛金は掛金総額が800万円になるまで積み立てられ、総額が掛金月額の40倍に達した後は、掛金の掛止めもできます。また掛金の前納もできます。

償還期間は貸付額に応じて設定

償還期間は共済金の貸付金額に応じて5年～7年(据置期間6ヶ月を含む)で毎月均等償還です。

貸付額	償還期間	償還方法
5,000万円未満	5年	54回均等分割償還
5,000万円以上6,500万未満	6年	66回均等分割償還
6,500万円以上8,000万円以下	7年	78回均等分割償還

早期償還手当金の創設 **NEW!**

共済金を繰上償還により完済し、一定の条件を満たす場合には、早期償還手当金が支払われます。

貸付を受けられる機会が広がりました

【倒産として認められる事由】

取引停止処分
破産手続開始の申し立て等

新たに追加!

私的整理
災害による不渡り
特定非常災害による支払不能

【倒産として認められない事由】

夜逃げ

掛金は掛け捨てではありません

12ヶ月以上掛金を納付していれば、自己都合でも掛金総額の80%以上の解約手当金が受けられます(掛金納付月数が12ヶ月未満の場合は、掛け捨てとなります)。解約手当金の額は掛金の納付された月数に応じて、掛金総額に下記表の率を乗じて得た額となります(不正行為による機構解約の場合は支給されません)。

掛金納付月数	任意解約	機構解約	みなし解約
1ヶ月～11ヶ月	0%	0%	0%
12ヶ月～23ヶ月	80%	75%	85%
24ヶ月～29ヶ月	85%	80%	90%
30ヶ月～35ヶ月	90%	85%	95%
36ヶ月～39ヶ月	95%	90%	100%
40ヶ月以上	100%	95%	100%

- 任意解約 契約者が任意に行う解約
- 機構解約 12ヶ月以上の滞納や不正行為によって貸付を受けようとしたときなどに機構が行う解約
- みなし解約 契約者が死亡(個人事業の場合)、会社解散、会社分割、事業全部譲渡のときは、解約されたものとみなされます。

次のような方を ご紹介下さい

このような悩みをお持ちの方



- ◆ 仕事が忙しくて、経理はいつも後回し
- ◆ パソコンを導入して、経理を効率化したい
- ◆ 手書きで伝票や帳簿をつけているので大変
- ◆ 利益を前もって知り、少しでも節税したい
- ◆ 売上、経費、借入金状況をすぐ知りたい
- ◆ 利益計画、予算管理など計画的な会社経営をしたい

